

水防法第 15 条第 1 項第 4 号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の 用途及び規模を定める条例

制 定 平成 26 年 2 月 25 日 条例第 3 号
最近改正 平成 27 年 9 月 30 日 条例第 53 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項第 4 号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模は、次に掲げるものとする。

- (1) 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第 1 (12) 項イ又は(14) 項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 5,000 平方メートル以上のもの
- (2) 令別表第 1 (16) 項に掲げる防火対象物で、同表(12) 項イ又は(14) 項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの
- (3) 前 2 号の規定にかかわらず、同一敷地内において令別表第 1 (12) 項イ、(14) 項又は(16) 項に掲げる防火対象物（同項に掲げる防火対象物にあつては、同表(12) 項イ又は(14) 項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）が 2 以上ある場合（当該 2 以上の防火対象物に係る法第 15 条第 1 項ただし書の規定による申出を行う所有者又は管理者が同一の者である場合に限る。）には、同表(12) 項イ又は(14) 項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。